

## 横浜市障害者施設等通所者交通費事業 制度改正説明会(H28. 8月実施) Q&A

	質問項目	質問内容	回答
1	対象者について	障害者手帳を所持していない通所者についても交通費助成の対象となるのか。	手帳の所持に関わらず、対象事業に通う利用者の交通費は助成の対象となります。
2	デイケアに通う生保受給者について	生活保護受給者でも申請可能な場合があるとのことだが、どのような場合が可能なか	生活保護受給者のデイケアへの交通費については、生活保護費で支給されている為、本事業での申請は出来ません。
3	申請経路の審査について	今まで利用していた経路が認められないこともあり得るのか。	従前の審査基準のとおり、「障害ゆえに」特定の経路を選択せざるを得ない場合については、その経路を助成額の算出根拠としますが、制度改正に伴い、改めて経路の妥当性について審査を行う為、施設に再度の確認を行うこともあります。ご協力ください。
4		福祉特別乗車券の利用が可能な区間は対象外とのことだが、従前どおり乗車券の利用が可能な経路(一番安価な経路)を優先しての申請となるのか。	乗車券が利用可能な経路を必ずしも優先する必要はありません。 なお、28年10月以降は、利用者の実際の主な通所経路に基づき、助成を行います。申請された経路について、乗車券利用の可否も含め、経済性と合理性を鑑みてその経路の妥当性を横浜市において審査・確認を行います。
5	主な居住地の証明書類について	主な居住地と住民票が異なる場合の証明書類として「公共料金の領収書等」とあるが、GH入居者や実家から通っている場合など、公共料金の写しなどでは確認が難しい場合、他の証明書類としては何が考えられるか。	GHの契約関係書類や本人あての郵便物等、居住実態を確認出来る書類の写しをご提出ください。
6	主な通所経路の申請について	通所手段が多様な場合、「主な通所経路」については、本人や家族の申し出により行えば良いのか。	主な通所経路については、本人やご家族の申し出をもとに、申請して下さい。 なお、施設側において、確認出来る範囲で、申請経路が主な通所経路として実際に使用されているかご確認いただいております。
7	主な通所経路のガイドライン策定について	複数の手段で通所する方が多い為、ガイドラインがあると、ご家族にも説明しやすいと考えます。	主な申請経路の考え方や例外的に複数の経路で申請できる場合を『主な通所手段・経路の考え方』(別添)として整理しましたので、参考にして下さい。また、疑問等あれば、個別にご相談下さい。
8	主な通所経路について (行きと帰りで異なる経路を採る場合)	交通事情により、朝は電車、帰りはバスを利用している通所者の申請経路はどのようになるのか。	時間帯で交通事情が異なることにより、行きと帰りで別の経路を採らざるを得ない合理的な理由(障害ゆえの理由も含む)がある場合については、例外的に、行きと帰りそれぞれの経路について単価の申請をして下さい。なお、詳細は別添『主な通所手段・経路の考え方』を参考して下さい。
9		ナイトケア参加により、行きと帰りで異なる経路を選択せざるを得ない場合、申請経路はどのようになるのか。	

## 横浜市障害者施設等通所者交通費事業 制度改正説明会(H28. 8月実施) Q&A

	質問項目	質問内容	回答
10	主な通所手段について (公共交通機関と自家用車を併用している場合)	週2回はヘルパー付添いのもと公共交通機関を利用し、その他の日は家族の車で通所する場合の申請経路はどのようになるのか	全ての日で付き添い支援を受けることが出来ず、家族で送迎せざるを得ない日がある場合については、例外的に2つの経路(手段)にて単価の申請を行って下さい。なお、詳細は別添『主な通所手段・経路の考え方』を参考にして下さい。
11	主な通所手段について (主に施設送迎を利用している場合)	普段は施設送迎を利用して通所する場合で、家族が自家用車で送迎することもある場合は、交通費対象外となるのか。 また、普段は施設送迎で、公共交通機関(介助者あり)を利用して通所を行うこともある場合も、同様か。	主な申請経路は、施設送迎を行わない場合の、主な通所手段・経路で申請をして下さい。 施設側で送迎を行わない場合について、主に家族が自家用車で送迎する場合は四輪自動車、主に公共交通機関(介助者あり)で通所する場合は公共交通機関、にて申請して下さい。なお、詳細は「別紙」を参考にして下さい。
12	送迎介助者について	行きは親、帰りはヘルパーが付き添って通所する場合の請求方法について	主な本人の通所状況としては、送迎介助者を「有り」、送迎介助者の種別を「家族」で申請して下さい。 請求時には、親が付き添った片道回数分のみ(この場合は、「行き」のみ)を、介助者分の送迎回数としてカウントして下さい。
13	主な通所経路について	経済的だけでなく合理的な経路が認められたのは評価できるが、突発的なものが認められないのはいかがなものか。	事務の簡素化や制度の明瞭化など、制度改正の趣旨をご理解いただきますよう、よろしく申し上げます。
14	1キロ未満での自家用車の申請について	改正後の自家用車の助成単価については、1キロ未満切上げとなっているが、通所施設と主な居住地間の距離が1キロ未満であった場合も、自家用車での申請が可能となるのか。	通所施設と主な居住地間の距離が1キロ未満の場合、通常では徒歩での通所が考えられる為、原則、通所交通費の対象外とします。 ただし、障害ゆえに徒歩での通所が困難で、車での送迎をせざるを得ない場合については、1キロ未満であっても対象とします。
15	申請経路の変更について	途中で引っ越しをした場合の申請について	引っ越しをした時など、主な居住地が変わった場合は、改めて「単価決定」の申請が必要です。
16	手帳の取得時期と変更申請について	新規で手帳を申請し、交付日が、実際の手帳の入手日と異なる場合の申請はどのようになるか。	手帳を入手した時点で、交通機関の割引等の適用が可能となりますので、手帳の取得日を単価適用開始日として、改めて単価決定の申請を行って下さい。
17		通所手段が多様な場合、施設送迎以外を「通所回数」に換算してよいか。	施設送迎以外は、どのような手段で通所しても、通所回数を1回としてください。
18	通所回数の換算方法について	通所回数は、1日2回という認識でよいか。また、企業内実習に直行直帰した場合の回数は、2回(往復)でよいか。	「通所回数」については、片道につき1回となりますので、行き・帰りとも、公共交通機関(又は自家用車)を利用している場合には、1日2回になります。 また、企業内実習に直行直帰した場合の通所回数も、2回となります。
19		神奈川県が実施する委託訓練「トライ」についても、企業実習と同様、通所回数のカウント対象となるのか。	県が実施する委託訓練「トライ」についても、企業実習同様、障害福祉サービスの一環として実施されていることから場合、通所回数に換算して下さい。

## 横浜市障害者施設等通所者交通費事業 制度改正説明会(H28. 8月実施) Q&A

質問項目	質問内容	回答
20	送迎介助者の助成単価が「通常運賃の1.5倍」となっているが、これは片道のことか。	片道のことです。対象者が、自宅等から通所先へ行く為の送りと、通所先から自宅等へ戻る為の迎え、それぞれを1回と換算し、1回あたり「通常運賃の1.5倍」の金額を助成します。
21	送迎介助者の助成額について、通所者が日中活動を行っている間、施設に待機している場合であっても、1.5倍の金額となるのか。	事務の簡素化や制度の明瞭化の趣旨で、施設に待機しているか否かに関わらず、通常運賃の1.5倍の金額となります。
22	障害者年金を受給しているが手帳を取得していない場合など、手帳を取得しようと思えば取得できる利用者の場合は、助成対象外となるのか。	福祉特別乗車券は、手帳の所持(知的障害のある方については、判定書の所持も含む)が申請の要件である為、障害者手帳を取得していない場合については、市内のバスや市営地下鉄等の乗車券対象区間の運賃は助成の対象となります。
23	福祉特別乗車券の対象者について 福祉タクシー券を交付されている人も、今回の改正で対象外となるのか。 病院は遠い為タクシー券を利用し、施設は近い為バスで通所する方がいるが、そのような対象者の方も対象外となるのか。	乗車券の交付対象者で、主な通所経路・手段について乗車券の利用が可能な方は、今後通所交通費の交付対象外となります。 必要に応じて、特別乗車券の取得を検討するよう、ご案内下さい。
24	今回の制度改正で、福祉特別乗車券を所持していなかった人は、新たに1,200円の負担を強いられるため、1,200円は市で助成すべきでないか。	福祉パスの利用者負担金は、バスの対象経路を月1回以上利用する方であれば交付を受けた方が安価となる額を設定したうえで、交付者に等しく負担いただいているものです。それを踏まえ、これまでも負担金分は通所交通費の対象外としており、今般の見直しに際しても同様とさせていただきますので、ご了承ください。
25	介助者の敬老特別乗車証の有無について 敬老特別乗車証は対象外とのことだが、介助者の年齢を施設側が把握しなければならないのか。	介助者の年齢を把握する必要はありませんが、実際の敬老特別乗車証利用の可否は、可能な範囲で確認をお願いします。 なお、利用者が、70歳以上(敬老特別乗車証の対象者)の場合、乗車証利用可能経路は助成対象外となりますが、介助者については、実際に乗車証を使用している場合のみ助成の対象外となります。
26	施設登録について 従たる事業所の場合の登録と請求はどのようになるのか。	最寄駅(バス停)が異なる場合については、従たる事業所を主たる事業所とは別の施設としてご登録いただき、それぞれで請求していただきますよう、お願いします。

## 横浜市障害者施設等通所者交通費事業 制度改正説明会(H28. 8月実施) Q&A

質問項目	質問内容	回答
27	現在、横浜市からの通所者がいない状況であるが、過去請求した事例はある。請求システムを導入しておいたほうが良いか。	実際に請求を行う必要が発生した場合に、システムの導入を行って下さい。なお、一定期間(2年間)、システムへのログインがない施設は、施設情報が、システムから自動で削除されます。2年間以上請求がない場合には、改めてシステムの登録が必要ですので、ご注意下さい。
28	申請したパソコン2台に不具合等が発生した場合の緊急ログインやヘルプデスク等があれば教えてほしい。	事前に申請したPC以外のPCで、ログインする場合には、別途施設情報の変更申請が必要です。システムの施設情報変更は、横浜市で、即時対応が可能ですので、緊急の場合には、担当課(障害福祉課移動支援係)までご相談下さい。
29	通所交通費システムについて 自家用車での申請の場合、施設の住所と利用者の住所を入力すると、システムが自動で最短距離を計算して単価が設定されるのか。	システムで自動計算され、単価が設定されます。
30	システムに登録するデータを、ラベル等の印刷で利用する為、エクセルなどのデータで取り出しが可能か。また、既存のエクセルデータ等について、取り込む機能を有しているか。	通所交通費システムでは、エクセル等でデータを取り込む機能や取り出す機能を有していません。ご了承ください。
31	請求情報の入力時期が4月1日～20日及び10月1日～20日と定まっているが、それ以前に月ごとの通所回数を入力することが可能か	通所交通費システムでは、請求せずに、備忘の為通所回数を毎月入力し、保存することも可能です。
32	システム操作マニュアルについて マニュアルの配布は、「メール等で送付」となっているが、メール以外にどのような方法か。郵送で良いのではないか。	システムの簡易操作マニュアルについては、施設ID等の配布と併せて、郵送にて送付する予定です。なお、システムの詳細な操作マニュアルについては、メールでの送付とさせていただきますので、ご了承ください。
33	単価申請の期限について 当月申請メ切後に単価申請の登録をした場合、交通費の助成についてはどのようなようになるのか。(例:7月に通所を開始し9月に申請を行った場合、7～9月分の交通費の助成はされるのか。)	単価申請時には、単価適用日を入力いただく必要があり、遡って通所開始日を入力いただくことも可能です。ただし、遡及請求が出来る期間より前の日付での単価適用日を入力することは出来ませんので、ご注意ください。なお、単価の申請期限は目安です。
34	単価申請の期限について 初回の助成単価申請が、12月20日までに出来なかった場合、翌月以降の申請でも構わないか。また、利用開始月の翌月20日までに申請が出来なかった場合、特別な操作が必要となるのか。	単価の申請期限は目安であり、特別な操作も不要です。ただし、制度改正の趣旨も踏まえ、出来るだけ早急な申請をお願いします。
35	単価決定の表示日について 3月又は9月に通所を開始し、翌月10日までに申請した場合、単価の決定を確認できるのは、いつになるか。	4月と10月は、それぞれ10日までの申請分について、請求期限の関係から、16日頃に決定単価をシステム上に表示します。

## 横浜市障害者施設等通所者交通費事業 制度改正説明会(H28. 8月実施) Q&A

No.	質問項目	質問内容	回答
36	助成単価の決定について	助成単価決定は、利用者毎に初回のみとなっているが、今後消費税増税等により、交通機関の運賃改定があった場合には、改めて単価を申請する必要がないようにしてほしい。	今後、ご意見を踏まえ、検討していきます。
37	振込日の通知について	送金のお知らせをメーリングリストでほしい。	メーリングリストは、全事業所あてに送付するものであり、各事業者ごとにそれぞれの送金日を通知することは、現時点では対応が困難です。振込予定日をシステム上に表示するようにしましたので、お手数ですが、適宜ご確認いただくようお願いいたします。
38	支払台帳について	支払台帳の入手先はどこか。	従前と同様に、請求書の内訳書を、支払台帳としても利用することが可能な様式としています。請求書の内訳書(兼支払台帳)については、請求時にシステムから出力されますので、ご活用下さい。
39		支払台帳は市へ提出する必要があるか。	支払台帳の市への提出は不要です。なお、書類は施設において5年間保存しておくようお願いいたします。
40	委任状について	H28年10月以降の委任状については、原本を施設保管とのことだが、改正前の委任状については、従前どおり原本は市に提出するのか。	改正前の委任状は、従前どおり原本を市に提出して下さい。
41		既に全員分捺印が済んでいます。が、10月以降について、改めて委任状をとらなければならないのか。	制度改正に伴い、10月1日以降の通所分については、横浜市及び通所施設において、本人の申請情報を確認・審査することとなる為、改めて委任状を徴収する必要がありますので、ご協力下さい。なお、新書式については、9月末日までに市HPに掲載予定ですので、ご活用下さい。
42	制度改正の周知について	当事者及び家族に対して、直接の説明はどのように行うのか。行う予定があるのか。	既に通所をしている方につきましては、各施設からチラシを使ってお知らせいただきますようお願いいたします。なお、一部当事者団体などに対しては制度見直しを行う旨を説明しています。
43	説明会の開催について	新制度運用開始時期か申請入力開始時期に説明会を行わないのか。	説明会開催の予定はありません。不明な点等ありましたら、適宜担当課(障害福祉課移動支援係)までご相談いただければと思います。
44	相談窓口について	制度改正によるシステム入力等、疑問等があった場合の連絡先を知りたい。	疑問等あれば、随時担当課(障害福祉課移動支援係)までご相談下さい。 なお、平成28年12月からの1か月間、単価申請の開始に伴い、通所交通費システムに関するヘルプデスクを開設しますので、併せてご活用下さい。

担当: 横浜市 健康福祉局 障害福祉課  
 移動支援係 通所者交通費担当  
 Tel:045-671-2401 Fax:045-671-3566